

無過失補償制度のあり方についての論点

1. 医療事故調査制度との関係について

本検討会については、無過失補償制度のあり方や課題について幅広い検討を行うため、別添のとおり、平成23年8月26日に第1回の検討会を開催して以降、航空機事故や消費者事故等の調査体制等のヒアリングを行いつつ、4回にわたり、ご議論頂いた。

平成23年12月22日に開催された第4回検討会において、座長（里見進 東北大学病院長）より、「無過失補償制度の創設にあたっては、まずは医療事故に係る調査等の制度抜きには語れないということが大半の意見のため、この2つは分けて議論しなければならない。」との指摘があったことから、平成24年2月に本検討会の下に「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会（座長 山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）」を設けて、医療事故調査制度のあり方についてご議論頂いてきたところである。

今般、同検討部会より報告された「医療事故に係る調査の仕組み等に関する基本的なあり方」では、①届出・調査対象を死亡事例に限定していること、②過失の有無は判断しないことを基軸としており、結果として、無過失補償制度の検討の前提にできる仕組みとはならなかったところである。

2. 無過失補償制度についての基本的な論点

無過失補償制度については、これまでの議論等を踏まえると、以下の基本的な論点が挙げられる。

1. 補償範囲

- 当該事案が医療行為に関連して発生したものか、医療行為以外の要因（老化、先天性要因等）により発生したものを明確に確認できない場合が想定されるが、どのように考えるか。

（産科医療補償制度について）

産科医療補償制度については、補償対象は「分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児」であり、補償申請期間は、児の満5歳の誕生日までに限定されており、補償範囲に該当するかの判断が比較的容易である。

2. 費用負担

- 患者の負担や医療機関の負担を増やすことは厳しい状況にある中で、誰がどのようにして無過失補償制度の掛金等を負担することが可能か。

（産科医療補償制度について）

産科医療補償制度では、妊婦の分娩費用から産科医療補償制度に加入している各分娩機関を通じて1分娩当たり3万円が掛金として支払われているが、制度創設時に健康保険の出産育児一時金等の支給額を3万円引き上げられたことにより、妊産婦の負担とされない仕組みとなっている。

3. 過失・無過失の認定

- 無過失補償制度を設けるとしても、明らかに医療機関等に過失があった場合には加害者へ求償することが求められるが、過失・無過失の認定を行う制度となることについて、どのように考えるか。

（産科医療補償制度について）

産科医療補償制度では、医学的観点から原因分析を行った結果、分娩機関に損害賠償責任の成立要件となる過失がある場合については、当該分娩機関との間で補償金と損害賠償金の調整を行うこととしている。

4. 医療事故調査制度との関連

- 医療事故については、原因究明や再発防止の仕組みを構築することが求められてきた中で、以上に掲げる無過失補償制度の論点を踏まえると、当面、新たな医療事故調査制度の実施状況等を十分に見極めた上で、無過失補償制度について考えることが必要ではないか。

医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会 議題等一覧

	開催日	議題	事務局提示資料
第1回	平成23年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○本検討会開催の趣旨等について ○無過失補償制度等に関する我が国の現状等について <ul style="list-style-type: none"> (1) 我が国の医療安全の取り組み状況等について (2) 我が国の無過失補償制度関連の現状について <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品副作用被害救済制度等について ・予防接種健康被害救済制度について ・産科医療補償制度について 	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の医療安全施策のこれまでの動きについて ・医療事故の原因究明及び再発防止を図る仕組みの検討状況について ・当面のスケジュールについて
第2回	平成23年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○我が国の無過失補償制度関連の現状について(その2) <ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険制度について ・自動車損害賠償保障制度について ○諸外国の無過失補償制度関連の概況について ○ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・日本病院団体協議会「診療行為に関連した死因究明制度に係るワーキンググループ」報告書等について(飯田構成員) ・「医療事故無過失補償制度」の創設と基本的な枠組みに関する意見書等について(加藤構成員) ・医療事故調査制度の創設に向けた基本的提言について(高杉構成員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国における無過失補償制度等について
第3回	平成23年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・患者会のこれまでの活動について(豊田構成員) ・無過失補償制度で医療裁判はなくなるのか～被害者・原告の思いを知ってほしい～(勝村参考人) ・異状死について-日本学術会議の見解と提言-平成17年6月23日日本学術会議第2部・第7部(岩井構成員) ・日本救急医学会の医療事故調査に関する見解(有賀構成員) ・医療裁判外紛争処理(ADR)について(山本副座長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療事故情報収集等事業における医療事故報告について ・諸外国の無過失補償制度の背景・目的及び制度開始による影響 ・死因究明制度に関するワーキングチームの検討状況について
第4回	平成23年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・航空界における報告制度と事故調査(日本航空機操縦士協会) ・茨城県医療問題中立処理委員会の活動(茨城県医師会) ・消費者事故等の調査体制(「消費者安全調査委員会」(仮称)の整備)(消費者庁) ○今後の進め方について 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療事故の発生件数の推計に関する研究について ・第1～3回検討会の発言要旨 ・今後検討の必要な論点(案) ・今後の検討会の進め方について(案)